

駅西便り



駅西区画整理事業所 No.18 平成29年8月発行

ごあいさつ

皆様には、日頃より八戸駅西土地区画整理事業に対し格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年に引き続き、集中的に整備を進めております、八戸駅西口駅前エリアについて、工事も順調に進んでおり、12月には一部供用を開始する予定となっております。

一方で、国の財政も厳しく補助金が要望通りの交付とならなかったことにより、メドツ河原と根市内矢沢を結ぶ第2の橋について、今年度整備ができないこととなりました。住民の皆様には大変残念なお知らせとなり申し訳ありませんが、今後とも市の重点事業として補助金確保にむけて国・県に対し要望してまいります。

工事等で皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、事故の無いように事業を進めてまいりますので、よろしくお祈りいたします。

事業の進捗状況

	全体計画	～H28	H29	H30～
事業費(億円)	240億円	164億円	13.3億円	62.7億円
事業費進捗率(%)	—	68%	H29末進捗率 74%	—
建物移転(戸)	646戸	443戸	19戸	184戸
建物移転進捗率(%)	—	68%	H29末進捗率 72%	—

八戸駅西土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ

当事業に係る審議会委員の任期が平成30年2月17日をもって満了となりますので、今年度、選挙を行う予定です。

審議会は、施行者（八戸市）が土地区画整理事業を進めるにあたって、仮換地の指定、換地計画の決定等、権利者に重大な利害関係がある決定を行うとき、権利者の意見を反映させるために設置する諮問機関です。

選挙の日程等のお知らせについては改めて11月に発送します。

委員へ立候補をお考えの方はご検討をお願いします。

（立候補できる方）

・八戸駅西土地区画整理事業施行地内の土地の所有権者又は借地権者で選挙人名簿に記載されている者。（詳細については、11月発送のお知らせに記載します。）

保留地の分譲について

平成29年7月9日に保留地分譲の抽選を行い、全10区画中、申込みのあった6区画の売却が決まりました。残りの4区画につきましては、今秋、先着順による保留地売却の受付を行う予定がありますので、関心のある方は当事業所にお問い合わせください。またお知り合いで検討している方にもお知らせください。

平成29年度に整備する主な内容

- 昨年に引き続き **駅前エリアの重点整備** をします。（西口駅前広場、都市計画道路）
- **区画道路等の整備や建物移転** を行います。
- 駅前エリアと矢沢地区を結ぶ **第3橋梁の予備設計**（現地調査・測量等）を行います。



駅前エリアの重点整備を進めています

八戸駅から見た都市計画道路の整備状況です↓



↑ 駅前広場の上屋の屋根が張られ、少しずつ完成形に近づいてきました。



現在、駅前広場および都市計画道路の集中整備に伴い、駅前付近において迂回等のご不便をおかけしております。今後も工事の進捗状況により迂回路が変わることがございますが、早期完成のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

12月1日より工事区間の一部供用を開始する予定です（駅前広場新駐車場、都市計画道路3・4・27松森高田線の一部）。

また、根市橋については、歩行者・自転車だけの通行となっておりますのでご注意ください。



移転計画の説明について ～今後、建物移転のある方へ～

今後、区画整理で建物の移転が必要となる方を対象に、概ねの移転時期など移転計画の説明を以下のとおりいたします。

- 説明の時期は年内（9月から12月頃）を予定しています。
- 説明のご案内は、事業所から対象者へそれぞれ電話または文書で連絡いたしますので、ご都合のよい時間をお知らせいただいたうえで、個別にご説明させていただきたいと考えています。
- 現時点で、補償交渉中の方や移転時期などについて個別に説明をしている方は対象外となります。
- 通常の移転の流れは以下のとおりですので、参考にしてください。

移転の流れ

2～3年前

- 移転照会（移転の時期をお知らせします）
- 建物調査（補償金額を算定するため建物を調査します）

1年前

- 移転補償交渉（概算額をお知らせし移転交渉します）

当年

- 契約（補償金額を確定し契約します）
- 移転（契約時に補償金の5割未満、移転完了後残金を支払います）

移転補償の早期実施について ～今後、建物移転等のある方へ～

仮換地はまだ使用できなくても、従前地（現在の場所）にある建物を、**早く解体したい、解体してもいい**という方は事業所にお問い合わせください。条件が整えば移転補償金をお支払いすることが可能となります。（※ただし、土地の権利はそのまま残ることになります。）

例えば・・・

- 1 現在住んでいる建物を壊して仮換地とは**別な場所に住む**ことにした
- 2 区域内にある建物は空き家になっていて今後も**住むつもりはない**

仮換地の使用収益開始について

仮換地の使用収益開始日（仮換地が使える状態）については、原則、道路の整備が終わり、整地が済んだ時点で「仮換地の使用収益開始日の通知」でお知らせしています。

各種届出・証明書発行

■権利者情報変動の届出

- ・ **相続、売買、住所変更**など権利者情報に変動が生じた場合は、事業所へお知らせ下さい。
- ・ この「**駅西便り**」が転送されて届いた方は事業所へお知らせください。

■区域内に新築する際の手続き

- ・ 区域内に新築する際は「**地区計画の届出**」と「**建築行為等の許可**」が必要となりますのでお問い合わせください。

■仮換地指定通知書について

- ・ 地権者の皆様には仮換地が定まった時点で、従前地と仮換地の位置と面積等を記した「**仮換地指定通知書**」を送付しておりますが、再発行することはできません。
- ・ これに代わるものとして、「**仮換地位置証明書**」（1通300円）を発行いたしますので、金融機関提出等で必要な方は事業所にお問い合わせください。

緊急事態に備えて ～仮換地に移転してお住まいの方へ～

- 区画整理事業施行中は従前地と仮換地の**住所が混在**して分かりにくくなっています。
- 普段配達してもらっている郵便や宅配などは、お住まいの場所が分かっていますが、緊急事態に出動要請する**救急車や消防車**は、場所が正確に特定できないと直ぐに到着できない事態が生じることが予想されます。
- このため普段使っている住所のほかに、**街区番号（ブロック）**を覚えておくことをお勧めします。
- 街区番号は「**仮換地指定通知書**」の仮換地の欄に記載されています。
- また、近くの**目標となる建物**などを出動要請の際に伝えることもお勧めします。
- **消防本部**には街区番号が分かる図面を備えてもらっています。
- しかし、全ての住宅を把握しているわけではありませんので、**誘導人が出て合図**するようにしてください。



八戸都市計画事業
八戸駅西土地区画整理事業

八戸市HP: <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

八戸駅西区画

検索

ご不明な点はいつでもお問い合わせください
お問い合わせは

八戸市都市整備部 駅西区画整理事業所
〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池20-5
TEL.0178-70-7555 FAX.0178-70-7557